

他者情報提示型の同調圧力の作用下における 利害関係者の賛否態度の形成

東北工業大学 青木 俊明*1

(株) ライフフーズ 星 光平*2

(株) 佐藤建材 佐藤 崇*3

By Toshiaki AOKI, Kouhei HOSHI and Takashi SATOH

本稿では、シナリオ実験を用いて、同調圧力が公共事業に対する賛否態度に与える影響を、公正の絆理論に基づいて検討した。被験者には東北工業大学の1,2年生を用いた。得られたデータに対して分散分析を行った結果、以下の結果を得た。すなわち、1)他者情報の提示によって生じる同調圧力は手続的公正の評価を通じて賛否態度に影響を与えうる、2)公共事業に対する利害関係者の賛否態度は、主に自己利益（補償額）と説明方法に基づいて形成される、3)公共事業の場合、自己利益と手続的公正に関してみられる通常の交互作用とは逆の効果（欲求不満効果）が生じる可能性があること、が示唆された。今後の課題としては、より高いリアリティを持った状況下や異なるタイプの同調圧力が作用する状況下において知見を検討する必要性が挙げられた。

【キーワード】合意形成、同調圧力、自己利益、手続的公正

1. はじめに

近年の社会資本整備では、市民の満足度を低下させず、かつ効率的な合意形成が求められている。これを実現するためには合意のメカニズムを理解しておく必要があるが、それについては不明確な部分も多く、実務現場における合意形成の取り組みは暗中模索の中で行われているといっても過言ではない。このような現状を改善するためには、まず、社会資本整備における合意形成機構を明らかにし、その上で対応策を検討することが必要であろう。

社会資本整備における合意形成過程はその性格から単独交渉過程と集団交渉過程に大別できる。両者の相違点は、交渉相手の人数にある。前者では、単一の相手（世帯）と交渉を行うが、後者では複数の相手（世帯）と同時に交渉を行う。この相手の数の

違いは合意形成において大きな意味を持つ。なぜならば、同調圧力が発生するからである。

同調圧力とは集団意思決定の際に、周囲の意見と同調させるように作用する無形の圧力のことをいう。例えば、飲食店で同席者がみな同じ品を注文した場合、自分だけ異なる品を注文することに気まずさを感じ、同席者と同じ品を注文してしまった経験は多くの人が持っているだろう。この「周囲と同調しないことに対して感じる気まずさ」が同調圧力である。そして、この同調圧力は個人の態度形成に対して大きな影響力を持つことが報告されている^{1), 2)}。

単独状況における態度形成では、通常、分配的公正と手続的公正に基づいてなされることが知られている^{3), 4)}。分配的公正とは事業の妥当性に関する評価であり、その評価には自己利益感が大きな影響力を持つ。手続的公正とはプロセスの公正さであり、主に情報公開の適切さや説明態度等からなる。

このフレームは社会資本整備に対する市民の賛否態度の形成にも適用されてきた^{5), 6)}。これらの研究

*1 建設システム工学科 電話 022-229-1151 内 431

*2 電話 024-943-8609

*3 電話 022-281-4380

では単独交渉場면을想定している。しかし、公共事業では、市民説明会や住民懇談会等で民意を求めることも少なくないため、集団交渉場面も検討する必要がある。また、農山村部など、コミュニティが色濃く残っている地区では周囲との協調が重要になるため、やはり集団交渉場면을想定する必要がある。

集団交渉場面では、同調圧力が生じる可能性が高いことから、そこでは同調圧力の影響を考慮しなければならない。そこで、本研究では分配的公正と手続的公正、同調圧力の3要因を想定し、集団状況における個人の態度形成機構を明らかにすることを目的とする。なお、上述のように、分配的公正は自己利益の影響を強く受けるため、本稿では分配的公正を表す変数として自己利益を設定した。

2. 理論的仮説

既存研究^{5), 6)}と同様に、3要因がそれぞれ主効果を持つと考えられる。さらに、自己利益と手続的公正が高く、肯定的方向に同調圧力が働く場合には、他の条件に比べて賛同度がもっとも高くなると考えられる。そのため、以下のように予測できる。

- 仮説1 自己利益は提案の受容意向に対して正の影響を与える。
- 仮説2 手続的公正の評価は提案の受容意向に対して正の影響を与える。
- 仮説3 肯定的方向の同調圧力は集団意向と同じ方向の態度形成を促す。
- 仮説4 自己利益と手続的公正が十分に認識され、かつ、肯定的な同調圧力が作用する場合、全条件中、もっとも高い賛同度が示される。

また、Brockner & Wiesenfield⁷⁾が報告しているように、一般に自己利益と手続的公正は相互補償的な関係にあり、一方の評価が低くとも、他方が高ければ提案の受容度に大きな差は生じないことが知られている。このとき、一方だけが低い場合であっても、両者が高い場合に比べて、受容度に大きな差は生じていない。そこで、仮説5が予測される。

- 仮説5 自己利益が低い場合でも、手続的公正が高

ければ、自己利益と手続的公正が共に高い場合と同等の賛同度が示される。

一般に、同調圧力は強い影響力を持つことが知られているが⁸⁾、それが自己利益や手続的公正以上の影響力を持つならば、仮説6、仮説7が予測される。

- 仮説6 同調圧力が賛同側に作用する場合、自己利益が低くても自己利益が高い場合と同等の賛同度が示される。

- 仮説7 同調圧力が賛同側に作用する場合、手続的公正が低くても手続的公正が高い場合と同等の賛同度が示される。

上記仮説を検討するため、シナリオ実験を行った。実験は、自己利益（高・低）×手続的公正（高・低）×同調圧力（有・無）の3要因2水準とした。

3. 実験方法

(1) 被験者

東北工業大学の1,2年生155名（男子152名、女子3名）を被験者とした。被験者の平均年齢は19.3歳（SD^{注1} 2.13）であった。表-1に条件別被験者数を示す。

表-1 条件別被験者数

実験変数			人数(女子)
補償額	説明方法	同調圧力	
低	低	無	20(0)
低	低	有	20(0)
高	低	無	20(0)
高	低	有	20(0)
低	高	無	20(0)
低	高	有	18(1)
高	高	無	17(1)
高	高	有	20(1)
計			155(3)

(2) 実験方法

シナリオ実験とは、被験者に特定の場面が書かれたシナリオを読んでもらった後、口頭質問や質問紙に回答してもらう方法である。本研究では、高速道路開発を公共事業の例とし、行政職員が移転対象世帯に訪問し、世帯主と移転交渉を行うというシナリオを読んでもらった。被験者には5年前に戸建住宅を購入した世帯主という立場で回答するように依頼

した。実験で用いたシナリオの一例を原文の通りに図-1に示す。

本実験は3要因であるため、8通りのシナリオを作成し、各被験者にはそのうちの1つが提示された。被験者に対するシナリオの配分は無作為に行った。

実験要因は以下のように操作した。自己利益感補償額の大小で操作した(3000万円、1500万円)。自己利益感の操作は提示金額の表記のみを変更することで行った。手続的公正は説明口調と情報開示量(以下、2つをまとめて説明態度と呼ぶ)で操作した。丁寧な口調で多くの情報を開示した場合を説明方法が良い条件とし、粗雑な態度で開示した情報量も少ない場合を説明方法が悪い条件とした。同調圧力ありの条件は、行政職員が「同じ町内の人はずっと賛成している」と告げる一文を挿入し、同調圧力なしではその一文を入れなかった。なお、本稿の同調圧力は他者情報を提示することによって操作しているため、Asch^{1), 2)}が想定した同調圧力と異なるが、紙面の都合上、以下では単に同調圧力と表記する。

実験の際、被験者は一人ずつ隔離された小空間内で質問紙に回答したため、他者との会話はできないようになっていた。また、被験者には実験開始時にシナリオを十分に精読した後に質問紙に回答するように依頼した。回答終了後、被験者は謝礼(図書券500円)を受け取り、退室となった。このとき、その後の実験への影響を防ぐため、実験内容について他言しないように被験者に依頼した。

(3) 質問項目

質問紙で用いた変数と質問文を表-2に示す。各変数は内的一貫性²⁾を担保するため、複数の質問文を用いて6件法で計測した。自己利益は自己利益感、補償妥当性、満足感で計測した。手続的公正は説明の丁寧さ、説明の明確さ、情報開示の多さ、提案の修正可能性、進行の適切さ、の5変数で計測した。

4. 実験結果

(1) 操作チェック

各変数の α 係数を算出したところ、概ね0.8以上であったため、内的一貫性が認められたこととして各質問文の評定の平均値を観測変数の値とした。

あなたは、現在、会社勤めをしており、結婚して子どもがいると仮定します。**5年前**、あなたはこの住み慣れた地方都市に永住することを決意し、**3,000万円**で**土地つき一戸建ての家を購入しました**。生活するにも便利な地域で、あなたは現在の生活に大変満足していました。

ところがある夜、テレビのニュースで、あなたは、自分の住んでいる地域に高速道路が建設されることを知りました。この高速道路が整備されれば大都市の住民の生活は大変便利になるとのことです。しかし、あなた自身の生活はそれによってさらに便利になるとは思えませんでした。

しばらくして、今回の計画の説明会が開かれ、あなたはそれに参加しました。そのときの説明で、あなたは高速道路建設の必要性には納得したつもりでした。数週間後、さらに詳細な説明をおこなうため、市役所の担当者があなたの家を訪れ、次のように説明しました。

お忙しいなか申し訳ございません。市役所のサトウと申します。高速道路建設の趣旨のご説明にうかがいました。先日は、説明会にご参加いただきありがとうございました。本日は、主に用地補償についてご説明させていただきます。

今回の計画では、この建物とお庭の両方が道路の予定線内に入っております。そのため、たいへん申し訳ありませんが、移転していただかなければなりません。もちろん、適正な価格で土地と建物の補償はさせていただきます。補償額は、法律に定められた評価方式で算出させていただきます。具体的には、路線価という評価額と通常の売買価格にもとづいて算出いたします。その方法は用地補償基準として公表されています。ご近所にお住まいになっていて、同じように今回移転をお願いしなければならぬ方々には、先日からの評価方法とそれにもとづいた評価額をご説明しております。もちろん、この辺りにお住まいの方だけではなく、日本全国、同じ方法で評価されています。ですから不公平ということはないはずです。

この評価方式にしたがいますと、こちらの**土地つき一戸建ての評価額は、両方合わせて3,500万円**になります。**5年前に3,000万円でご購入されたとのことですが、それよりも有利なこの価格で補償させていただきます**。ご要望があれば、評価額より具体的な算出方法についてご説明させていただきますので、お気軽におたずねください。

こちらには小学生のお子さまがいらっしゃるということで、お引越を遅らせたいという希望があることをうかがっております。そうしたご事情はよく理解できますが、関係者の方々それぞれにご事情があり、それらをすべて考慮して事業を進めることは、実際上、大変困難です。誠に申し訳ありませんが、できるだけ速やかなご移転をお願いしたいと思います。

急なお話で内容もショッキングだったと思います。今日はこれで引き取らせていただきますが、**あなたと同じ町内に住む方のほとんどが賛成している**ことですので、なにとぞご協力していただきますようお願いいたします。それではまた来週、おじゃまさせていただきます。失礼いたしました。

図-1 実験シナリオの例

(補償額:高×説明方法:良×同調圧力:有)

次に、実験操作の妥当性を検討するため、自己利益感、丁寧さ、情報開示の適切さ、の各評定値を従属変数として3元配置分散分析を行った(表-3)。なお、同調圧力の操作チェックは行わなかった。これは、同調圧力無しの場合、シナリオに同調圧力に関する記述がないため、その影響について尋ねることができなかったためである。

分散分析の結果、自己利益感では補償額の主効果が認められた。このことは、高い補償額を提示され

表-2 変数及び質問文の一覧

構成概念	観測変数	質問文	α 係数
自己利益	自己利益感	補償額は、あなたにとって金銭的に好ましいものだと思いますか。 補償額は、あなたにとって有利な金額だと思いますか。	0.91
	妥当性	補償額は、適正なものだと思いますか。 補償額は、その土地や建物の評価に見合ったものだと思いますか。	0.79
	満足感	あなたはこの補償額にどのくらい納得していますか。 あなたはこの補償額にどのくらい満足していますか。	0.92
手続的公正	丁寧さ	担当者はあなたを大切に扱ってくれましたか。 担当者の対応は礼儀正しいものでしたか。 担当者の対応は誠実だったと思いますか。	0.82
	明瞭さ	担当者の説明は明確でしたか。 担当者の説明は具体的でしたか。	0.79
	情報開示の適切さ	担当者は具体的な情報を示して説明しようとしていましたか。 担当者は用地補償に関する十分な情報を提供してくれましたか。	0.87
	修正可能性	担当者の対応は一方的でしたか、それとも、あなたの事情にも配慮を示しましたか。 担当者はあなたの意見や希望を聞き入れてくれそうでしたか。 担当者は、あなたの意見や希望に沿って用地賠償を進めてくれそうですか。 このような用地補償の進め方に関して、あなた方当事者の意見や希望が取り入れられる可能性はどれくらいあると感じましたか。	0.81
	進行の適切さ	このような用地補償の進め方は、あなた方当事者の意見や希望が十分に反映できるやり方だと思いますか。 このような用地補償の進め方は、適切なやり方だと思いますか。 このような用地補償の進め方は、公正なやり方だと思いますか。	0.83
同調圧力	同調圧力	この事業に賛成したという、同じ町内に住む住民達の存在はあなたの判断に影響を与えましたか？ 受け入れるかどうかを考えるにあたり、あなたは周囲の人の意見を気にしましたか？	0.82
賛否態度	受容意向	あなたはこの補償額を受け入れたいと思いか？	—

表-3 分散分析の結果

構成概念	観測変数	主効果及び交互作用	ANOVA
自己利益	自己利益感	補償額	(F(1, 147)=49.42, P<.001)
	妥当性	補償額	(F(1, 147)=11.472, P<.001)
	満足感	補償額	(F(1, 147)=39.28, P<.001)
手続的公正	丁寧さ	手続きの公正さ	(F(1, 147)=96.14, P<.001)
		補償額×手続きの公正さ	(F(1, 147)=3.88, P<.051)
	明瞭さ	手続きの公正さ	(F(1, 147)=11.77, P<.001)
		補償額×手続きの公正さ	(F(1, 147)=7.36, P<.01)
	情報開示の適切さ	手続きの公正さ	(F(1, 147)=28.73, P<.001)
		補償額×手続きの公正さ	(F(1, 147)=13.64, P<.001)
	修正可能性	補償額×手続きの公正さ	(F(1, 147)=5.38, P<.05)
		補償額×同調圧力	(F(1, 147)=4.07, P<.05)
	進行の適切さ	手続きの公正さ	(F(1, 147)=9.01, P<.01)
		同調圧力	(F(1, 147)=4.00, P<.05)
賛否態度	受容意向	補償額	(F(1, 147)=18.15, P<.001)
		補償額×手続きの公正さ	(F(1, 147)=6.36, P<.05)

た被験者は低い補償額を提示された被験者に比べて自己利益感を有意に高く評定したことを意味する ($m_{注3}=2.94, 1.70$)。

丁寧さの評定においても、説明方法の主効果が認められた。このことは、丁寧な説明態度で多くの情報開示を受けた人は、粗雑な説明態度で多くの情報開示を受けなかった人に比べて、相手の説明態度を丁寧であると評定したことを意味する ($m=3.27, 2.00$)。さらに、情報開示の適切さについても同様の結果が得られた。すなわち、丁寧な説明態度で多くの情報開示を受けた人は、粗雑な説明態度で多くの情報開示を受けなかった人に比べて、より適切な情

報開示であると評定していた ($m=2.65, 1.83$)。

以上、各操作の主効果が認められたため、補償額と説明方法の操作は適切に作用していたと言える。

(2) 自己利益の関連項目の評定

補償額の妥当性と補償額への満足感についても補償額の主効果が認められた(表-3)。すなわち、補償額が大きい場合は、それが小さい場合に比べて、補償額を妥当であると評価し ($m=3.03, 2.42$)、補償額への満足感 ($m=2.75, 1.78$) も高かった。なお、説明方法と同調圧力の影響はみられなかった。

(3) 手続的公正に関連する項目の評定

上述のように、丁寧さと情報開示の適切さについては説明方法の主効果が認められた。これに加え、丁寧さの評定では、補償額と説明方法の交互作用が示唆された（表-3、図-2）。これは、補償額が高い場合には、それが低い場合に比べて、説明の丁寧さがより強い影響力を持つことを示唆している。

明瞭さの評定でも説明方法は高度に有意であったすなわち、多くの情報を丁寧に説明した場合は、多くの情報を説明せず、口調も粗雑であった場合に比べて、より明瞭な説明であると評価された（ $m=3.34, 2.66$ ）。明瞭さの評定においても補償額と説明方法の交互作用が認められたことから、補償額は明瞭さの評定にも影響を与えることがうかがえる。

提案の修正可能性についても説明方法の主効果が認められた。すなわち、多くの情報を丁寧に説明した場合には、被験者は行政提案の修正可能性を高く評価した（ $m=2.11, 1.75$ ）。さらに、修正可能性の評定において補償額×説明方法の交互作用も認められた。すなわち、補償額が高い場合には、それが低い場合に比べ、好ましい説明方法を用いることで提案の修正可能性がより高く見積もられた。また、補償額×同調圧力の交互作用も有意であった（表-3、図-3）。ここで、補償額と同調圧力の組み合わせ毎に分散分析を行った結果、低補償額・同調圧力有の条件では他の条件の場合に比べて有意に修正可能性が低く見積もられていた（表-4）。

進行の適切さについても、説明方法の主効果が認められた。すなわち、多くの情報を丁寧に説明した場合は、被験者は交渉の進め方をより適切だと評価した（ $m=2.67, 2.21$ ）。さらに、同調圧力の主効果も認められた。「同じ町内の人は全て賛成している」という説明を受けた被験者は、そのような説明を受けていない被験者に比べて、話し合いの進め方を適切ではないと評価した（ $m=2.29, 2.58$ ）。これより、同調圧力を示唆する説明を行った場合には、そのプロセスは不公正と認識されることが示唆された。

以上より、手続的公正は説明の丁寧さや情報開示量の影響を強く受けることが伺える。また、丁寧さ、明瞭さ、修正可能性の各評価は補償額の影響を受けていたことから、手続的公正の主観的評価は補償額によって歪められることが示唆された。

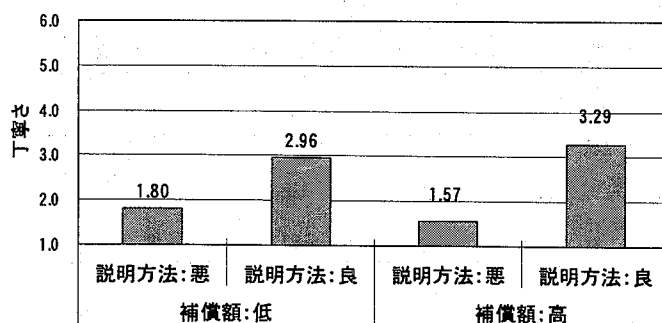


図-2 補償額別説明方法別にみた丁寧さの評定

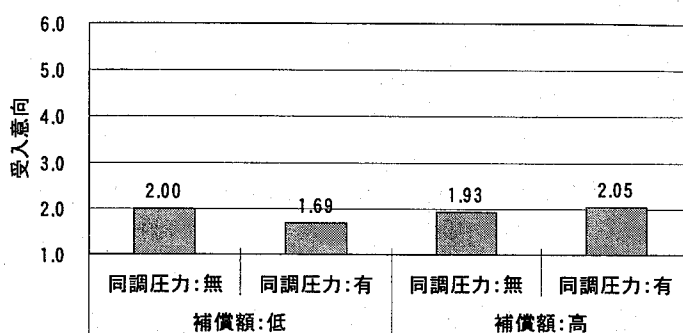


図-3 補償額別同調圧力別にみた修正可能性の評定

表-4 修正可能性における単純検定の結果

補償額	同調圧力	検定結果
低	無有	$F(1, 152) = 4.36, p < .05$
高	無有	$F(1, 152) = 0.77, p = .38$
低高	無	$F(1, 152) = 0.27, p = .60$
低高	有	$F(1, 152) = 6.00, p < .05$

(4) 行政提案に対する受容意向

表-5に示すように、受容意向では補償額の主効果が認められた。すなわち、高い補償額を提示された人は、低い補償額を提示された人に比べて、受容する傾向が伺えた（ $m=2.52, 1.86$ ）。そのため、補償額は提案受容の重要要因であると考えられる。なお、説明方法（ $F(1,147)=.18, p=.73$ ）と同調圧力（ $F(1,147)=.03, p=.87$ ）の主効果は認められなかった。

補償額と説明方法の交互作用も認められた（表-3、図-4）。このことは、受容意向に対する補償額の影響力は説明方法によって異なることを意味する。また、受容意向について条件毎に分散分析を行った結果、説明方法が良い場合には、説明方法が悪い場

表-5 条件別の受容意向

補償額	説明方法	同調圧力	平均値
低	悪	低	1.95
		高	2.10
	良	低	1.75
		高	1.61
高	悪	低	2.30
		高	2.30
	良	低	2.71
		高	2.80

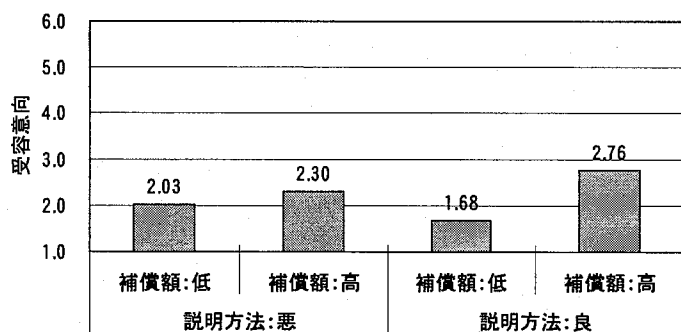


図-4 補償額別説明方法別にみた受容度

合に比べ、補償額が大きな影響力を持つことが示唆された(表-6)。これは、公正な手続きを用いるほど住民は補償額に敏感になることを示唆している。

ところで、本稿では7つの仮説を設定した。分析の結果、受容意向に対する補償額の主効果が認められたため、仮説1は支持された。一方、説明方法と同調圧力の主効果が認められなかったため、仮説2と仮説3は支持されなかった。しかし、受容意向の値をみると、説明方法が良い場合 ($m=2.21$, 2.16) と同調圧力がある場合 ($m=2.22$, 2.16) に受容意向が高かった。そのため、この二要因は単独では大きな影響力を持たないものの、受容意向に正の影響を与えるものと考えられる。

仮説4を検討するため、条件別の受容意向に対して Bonferroni の検定を行った。その結果、補償額:高×説明方法:良×同調圧力:有の条件はもっとも高い受容意向を示し、2条件(補償額:低×説明方法:良×同調圧力:有 or 無)との間に有意差も認められたが ($m_1-m_2=1.19$, $p<.01$, $m_1-m_2=1.05$, $p<.05$)、他の条件との間には有意差は認められなかった。そのため、仮説4は部分的な支持に留まった。

さらに、受容意向の交互作用に対して条件毎に分散分析を行った結果、説明方法が良い場合に補償額

表-6 受容意向に対する条件別分散分析の結果

補償額	説明方法	検定結果
低	悪	$F(1, 152)=1.94$, $p=.17$
高	悪	$F(1, 152)=3.38$, $p=.07$
低	良	$F(1, 152)=1.61$, $p=.21$
高	良	$F(1, 152)=22.97$, $p<.001$

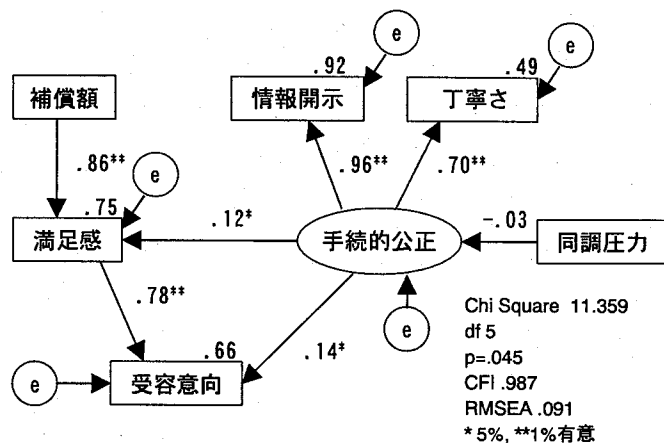


図-5 共分散構造分析の結果

の効果に有意差が認められた。そのため、仮説5は支持されなかった。また、受容意向について、補償額×同調圧力 ($F(1,147)=1.00$, $p=.32$)、説明方法×同調圧力 ($F(1,147)=.25$, $p=.67$) の交互作用が認められなかったため、仮説6と仮説7は支持されなかった。

以上より、集団状況下においても同調圧力は大きな影響力を持たず、個人の賛否態度は自己利益と手続的公正に基づいて形成されることが示唆された。

(5) 賛同態度形成の因果関係

共分散構造分析の結果、分散分析と同様の結果を得た(図-5)。すなわち、受容意向は補償額への満足感と手続的公正を通じて形成されることが伺えた。受容意向ともっとも密接な関係を示したのは補償額への満足感であった。また、手続的公正と受容意向を結ぶパス係数が小さいことから、手続的公正は直接の利害を持つ人にとっては態度形成の決定的要因ではないことが伺える。社会的意思決定における手続的公正の重要性⁸⁾が指摘されている一方で、このような結果は大変興味深い。

パス係数こそ有意ではなかったが、同調圧力が手続的公正を通じて受容意向に影響を及ぼすことも示唆された。このことは分散分析の結果からも伺える。

そのため、影響は小さいものの、同調圧力は手続的公正の評価や受容意向に与えるものと考えられる。

5. 考 察

(1) 受容意向に対する同調圧力の効果

同調圧力の主効果は認められなかった原因として「リアリティの乏しさ」と「同調圧力に対する異なる理解」が考えられる。

まず、リアリティの乏しさについては、シナリオ実験という方法に問題があった可能性がある。すなわち、紙面を読み、当事者の立場になって回答してもらう方法では現実感が弱く、真にその状況にいる人とは異なる回答になった可能性がある。

次に、実験では、「あなたと同じ町内に住む方のほとんどが賛成している」という教示で同調圧力を加え、これが手続的公正の評価を低下させることが認められた。このことは、上記教示が純粋な同調圧力ではなく、「行政による脅し」と理解された可能性を示唆している。そのために手続的公正が弱まり、後述する欲求不満効果が生じた可能性もある。

「脅し」と理解されるためには、シナリオ内の住民（被験者）が行政の意見に従わない場合に不利益を被ることが必要になる。しかし、本実験では、被験者が不利益を想起した可能性については計測していない。そのため、純粋な同調圧力の作用下でも実験を行い、今回の知見を検討する必要がある。

(2) 受容度に対する補償額と手続的公正の交互作用

自己利益と手続的公正を扱った研究では、手続的公正が高ければ自己利益が低い場合でも自己利益が高い場合と同等の受容度になることが報告されている^{8), 9)}。しかし、本研究では、手続的公正が低い場合に比べ、手続的公正が高い条件で受容度が低下する現象が認められた。すなわち、通常とは逆の交互作用が認められた。この現象は欲求不満効果と呼ばれ、若干の報告がある^{9), 10), 11)}。Cohen⁹⁾は、欲求不満効果は、資源の配分者自身が配分に際して利害関係者である場合に、その手続きが形式的な手続的公正だと判断され、欲求不満効果が生じやすくなると主張している。Folger^{10), 11)}は、手続的不公正に対する明確な社会的支持がある場合に欲求不満効果が生

じることを示唆している。さらに、Lind & Tyler⁸⁾ は、欲求不満効果が生じる条件として手続的公正が弱いことを挙げている。

上記報告に従って本結果を考察してみよう。まず、行政は公共財の供給者であり、財の分配によって国民にその存在意義を理解してもらう立場にあることから、公共事業において行政は利害関係を持った配分者と言える。また、多くの国民が公共事業に対して否定的認識を持っており^{5), 12)}、それが社会共通認識化している可能性が高いことを踏まえれば、被験者が、行政の手続的不公正は社会的に支持された認識であるという認識を持っていた可能性は高い。そして、本実験での手続的公正の設定が不十分であったため、欲求不満効果が生じたものと考えられる。

本稿の欲求不満効果はシナリオ実験内の現象だが、上述の条件が揃った場合には、現実社会においても欲求不満効果が生じる可能性は高いと思われる。そのため、“形式的公正”と誤解されぬよう、行政は真に誠実に対応する必要がある。

(3) 本実験で得られた知見の有用性

本研究で設定した同調圧力は他者情報提示型のものであった。従って、同様の同調圧力が存在する場面が本稿の知見の有効範囲になる。例えば、本知見の適用可能場面として、人間関係が希薄な都市型の居住地区における合意形成が挙げられる。そのような地区で合意形成を行う場合には、不利益を伴う同調圧力を強く認識する可能性は低いものの、行政の説明次第では同調圧力が知覚され、住民の賛否意識に影響が及ぶ可能性がある。そのため、住民を十分に尊重した説明を心懸ける必要がある。なお、濃密なコミュニティが残る農山村部では、同調圧力に背いた場合には村八分等の不利益が予想されるため、本実験の知見の適用は困難であると考えられる。

6. 結 論

本稿では、シナリオ実験を用いて、他者情報提示型の同調圧力が賛否態度に与える影響を検討した。得られた結果を以下に整理する。

- ・ 他者情報提示型の同調圧力は手続的公正の低下

を通じて賛否態度に影響を与えうる。

- ・ 公共事業に対する利害関係者の賛否態度は、主に自己利益（補償額）と説明方法に基づいて形成されることが示唆された。
- ・ 公共事業では、欲求不満効果が生じる可能性があることが示唆された。

本稿ではシナリオ実験を用いて同調圧力の影響を検討したが、被験者にとってリアリティが不足していた可能性が挙げられた。また、本稿で設定した同調圧力が被験者に別の意味として理解された可能性も考えられる。そのため、十分なりアリティが感じられる状況で純粋な同調圧力の影響を検討する必要が挙げられた。今後はこれらの課題の解明に取り組んでいくとともに、同調圧力と手続的公正が対立するような状況における合意のメカニズムについても検討を進める必要がある。

謝辞：実験の被験者確保にご協力いただいた東北工業大学高野 剛浩教授、西野敏信助教授、穴澤正宏助教授、神 正照助教授の各先生方に深く謝意を表します。また、有益な指摘を頂いた匿名の査読者の方にも深謝いたします。

〈補注〉

注1 標準偏差

注2 一つの構成概念に対する複数の質問文が高い類似性を有すること。すなわち、同じ概念を計測していること。 α 係数を用いてその確認を行う。詳細は参考文献 14 を参照のこと。

注3 平均値

〈参考文献〉

- 1) Asch, S., "Effects of Group Pressure upon the Modification and Distortion of Judgments," Readings in Social Psychology, E. Maccoby, T. Newcom, E. Hartley (eds), New York: Holt, Rinehart & Winston, 1958, pp. 174-183
- 2) Asch, S.E.: Studies of independence and conformity: A minority of one against a unanimous majority. Psychological Monographs, 70, 1956.
- 3) Tyler, T. R., Boeckmann, R. J., Smith H.J. and Hou, Y.J. : Social Justice in a Diverse Society, Westview Press, 1997, 邦訳：大淵憲一、菅原郁夫監訳、多元社会における正義と公正、ブレーン出版、2000.
- 4) 田中堅一郎：社会的公正の心理学、ナカニシヤ出版、1999.
- 5) 青木俊明・西野 仁・松井健一・鈴木 温：公共事業に対する情報提供と態度形成、土木学会論文集, No.737/□-60, pp.223-235, 2003.
- 6) Toshiaki AOKI: An empirical study on validity of procedural justice in consensus building process of road development, WCTR, 2004.
- 7) Brockner J. and Wiesenfeld M.B.: An Integrate framework for explaining reactions to decisions: interactive effects of outcomes and procedures, Psychological Bulletin, Vol.120, No.2, pp.189-208, 1996.
- 8) Lind, E.A. & Tyler, T.R.: The social psychology of procedural justice, 邦訳 菅原・大淵：フェアネスと手続きの社会心理学、ブレーン出版、1995.
- 9) Cohen, R. L.: Procedural justice and participation, Human Relations, 38, 643-663.
- 10) Folger, R.: Distributive and procedural justice: combined impact of "voice" and improvement on experienced inequity, Journal of Personality and Social Psychology, 35, 108-119, 1977.
- 11) Folger, R., ROsenfield, D., Grove, J., & Corkran, L.: Effect of "voice" and peer opinions on responses to inequity, Journal of Personality and Social Psychology, 37, 2253-2261, 1979.
- 12) 青木俊明・鈴木 温・西野 仁・八田武俊：公共事業の一般的イメージと行政への信頼、建設マネジメント研究論文集, Vol.10, pp.225-232, 2003.
- 13) 末永俊郎：社会心理学研究入門、東京大学出版会、1987.

Attitude Formation in a Non-connected Group

By Toshiaki AOKI, Kouhei HOSHI and Takashi SATOH

This study aims to the effect of group pressure, procedural justice and distributive justice on commitment of people by using a scenario experiment method. The experiment was conducted to 155 students of Tohoku Institute of Technology. Applying ANOVA to the data, we obtained following findings. That is, 1) group pressure in a non-connected group can be influential on people's attitude through procedural justice rating. 2) Commitment of people to a public development project can be formed depending on self benefit and procedural justice. 3) In case of Japanese public development project, an interaction between self benefit and procedural justice has differential effect with traditional interaction which was reported in previous studies. These findings are keys to understand consensus building and to make consensus building process more efficient.